

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第十報）

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 県内 (島根県ホームページより 9月24日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	124人	0人
出雲市	9人	0人
雲南市	3人	0人
益田市	1人	0人
浜田市	1人	0人
合計	138人	0人

※入院中1人

(2) 国内及び世界 (厚生労働省「報道発表資料」より 9月24日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	79,768人	1,512人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (187の国・地域)	31,388,472人	967,675人
合 計	31,468,952人	969,200人

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (計16回開催)

※参考：これまでの開催状況

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置 (1月30日) (計3回開催)
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3月4日)
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行 (4月7日)
- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止 (5月25日)

緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

(4月16日、4月25日、4月30日、5月7日、5月20日、6月2日、6月12日、7月15日、7月27日、8月24日、9月4日)

②市長メッセージの発出

(4月8日、4月10日、4月14日、4月20日、4月25日、4月27日、5月15日、5月28日、6月19日、7月15日、7月28日、8月10日、8月14日)

③各広報媒体での周知

(市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送)

④関係団体等への情報提供、注意喚起

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

(9月17日現在)

相談内容	相談窓口	相談件数	
		～8/24	8/25～
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	686件	12件
特別定額給付金に関すること	特別定額給付金本部	約9,029件	10件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	37件	0件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	321件	3件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	349件	0件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	42件	0件
雇用に関すること	産業政策課	25件	0件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	1,210件	398件
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収猶予等の相談	収納課 保険年金課 高齢者福祉課	473件	101件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	29件	2件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	22件	0件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	6件	0件
その他(防災安全課、各行政センター等)		353件	4件
合計		約12,582件	530件

※8/25～：新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について(第九報)の報告以降

※一般相談窓口の開設曜日・時間

4月10日～4月24日：	平日	8:30～17:00
4月26日～5月17日：	土日休日含む	〃 ～20:00
5月18日～7月14日：	平日	〃 ～17:00
7月15日～8月16日：	土日休日含む	〃 ～20:00
8月17日～現在：	平日	〃 ～17:00

(4) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・昼休みなどに来庁している業者の入庁制限の実施
- ・職員等に対し、感染防止策(マスク着用の義務化、手洗いの徹底)、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ(COCoA)の導入、業務後の多人数での会食や飲み会の自粛

(5) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の見直し (9月19日～)

時期	区分	収容率		人数上限
見直し前 7/10～ 9/18	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔を確保 (できれば2m)		
見直し後 9/19～ 11/30	イベント 類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 〔席がない場合は適切な間隔〕	50%以内 〔席がない場合は十分な間隔〕	

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 (両方の条件を満たす必要)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦踊等	キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	

(6) 出雲市防災訓練（9月1日実施）の対応

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年よりも規模を縮小して実施
- ・避難所設置訓練については、感染症対策を講じた、避難所の設置、避難者の受入れ、運営等の訓練を実施

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400

		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
【第4弾】 7月補正 (第5回)	2,000,000	①地域商業等再起支援事業 (追加)	600,000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業 (追加)	270,000
		③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
		④各種児童福祉施設管理運営費	98,000
		⑤生活資金支援給付金事業 (追加)	36,000
		⑥ICT教育環境整備事業 (追加)	464,000
		⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
		⑧学校図書館活用事業	15,000
		⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費 (追加)	45,400
		⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
		⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
【第5弾】 9月補正 (第7回) (案)	400,000	①一畑電車活性化事業	53,400
		②出雲生活バスサービス事業	77,150
		③出雲空港整備利用促進事業	3,350
		④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
		⑤修学旅行費支援事業	18,000
		⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援 協力金事業	131,700
		⑦乳幼児健康診査事業	2,900
		⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 啓発事業	9,500
		⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立 (追加)	4,000

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第5弾】 9月補正 (第1回) (案)	8,000	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

(2) 各種支援事業の給付状況等

(9月17日現在 金額単位:円 執行率:%)

事業名	事業開始日	件数	金額	予算執行率
特別定額給付金事業	5月7日	66,931	17,463,200,000	99.9
子育て世帯臨時特別給付金事業	6月1日	13,518	238,340,000 (9月末支払予定含む)	95.34
住居確保給付金	平成27年 4月1日	24	2,926,600	88.2
ひとり親世帯等臨時給付金(市制度)	7月8日	1,227	80,980,000	95.27
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	1,907	119,790,000 (9月末支払予定含む)	50.65
生活資金支援給付金	5月26日	643	49,360,000	81.4
住居確保困難者支援給付金	5月26日	22	1,980,000	73.3
傷病手当金	5月12日	0	0	-
徴収猶予(個人)	5月14日	45	6,495,691	-
徴収猶予(法人)	5月14日	49	105,333,100	-
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5月1日	29	406,350	-
市営住宅家賃の減免	5月21日	4	96,900	-
国民健康保険料の減免	6月18日	74	20,241,829	-

後期高齢者医療保険料の減免	5月1日	0	0	-
介護保険料の減免	6月18日	36	2,953,042	-
就学援助事業（昼食費補助）	6月1日	1,728	13,771,000	100
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5月26日	2,787	374,200,000	45.1
出雲市中小企業信用保証料補助金	4月1日	95	12,527,411	44.7
地域商業等再起支援事業補助金	6月15日	843	421,004,000	60.1
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	5月26日	11	7,000,000	70.0
農林水産物販売活動支援補助金	5月26日	6	3,066,000	61.3
タクシー事業者等特別支援給付金	7月1日	16	20,750,000	100
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	54	42,900,000	77.4
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	8月7日	申込組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	食事券発行率 100.0
観光業応援クーポン発行事業	8月1日	配付組数 32,020	宿泊者向け配付金額 96,060,000	配付率 64.0
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1,592	31,840,000 ※上記支払は9月末予定	69.2

（3）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

（9月17日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	58	3,902,106

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】(9/18 現在) <ul style="list-style-type: none"> (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 現在3往復運航 大阪線 現在2往復運航 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中 (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 (アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 【市内の私立高校・中学】 <ul style="list-style-type: none"> ・出雲北陵高校、中学校：引き続き、手洗い、マスク等の対策を徹底する。 ・出雲西高校：引き続き、手洗い、マスク等の対策を徹底する。 【市内の専門学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校：実習を控えている学生には、2週間前から、県外及び隠岐地域への帰省や旅行等を禁止している。 ・コアカレッジ出雲：手洗い、マスク、3密を避ける等の対策を徹底する。 ・出雲医療看護専門学校：実習を控えている学生には、帰省や旅行等を禁止し、毎日の健康観察とその報告を義務付けている。オンライン授業としていたが、8月31日からは通常（対面授業）中心に移行した。 【市内の大学】 <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学医学部：実習生以外の校内立ち入り禁止を継続中で、オンライン授業が中心である。対面による授業（講義・実習・実験・演習等）については、授業前10日間を自宅待機による健康観察期間とし、健康チェックを行うほか、他者との接触も極力控えるよう指導している。 帰省等で国内移動をする際は、事前に移動届の提出を義務付けている。学校が指定する「感染警戒地域（9月11日現在、7都府県）」に滞在した場合は、帰県後10日間は自宅待機し健康観察を行う。 ・島根県立大学出雲キャンパス：帰省や旅行等をする際は、事前に移動予定を提出し、理由・期間・移動先を報告する。実習を控えている学生には、2週間前から自宅待機をさせ、毎日の健康観察と感染症対策を徹底させる。

	<p>学校が指定する「特別感染警戒地域（9月13日現在、13都府県）に滞在した場合は、帰県後2週間は自宅待機し健康観察を行った後登校する。その間はアルバイトも禁止し、他者との接触を極力控える。</p>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜納税相談の状況 8月2日（相談者：5名） 9月6日（相談者：3名） （4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止）
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 なし（9/17時点） ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 1法人1事業所（9/17時点） ・緊急小口資金（特例）申請数510件（9/17時点） ・総合支援資金（特例）申請数227件（9/17時点） ・住居確保給付金 申請数24件（9/17時点） ・「通いの場（91団体）」について、7団体が活動を自粛中（9/17時点）
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの状況：5月18日から全て通常通りに再開 ・子育て支援センターでの各種イベントは、感染防止に配慮しながら、9月以降順次再開
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が22件あった。 ・市立図書館全館では、4月20日から5月31日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6月1日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。 ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、利用制限していた体験コーナーなどの施設・サービスを7月6日から一部を除き再開した。
経済環境部	<p>(1) 観光客、宿泊施設への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 前年比約5割。 ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復。 ・8月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約6～7割程度。 ・9月 中旬まで、8月と同水準で推移。 <p>(2) 経済産業界への影響</p> <p>① 市内経済の全体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ショッピングセンターでは、8月と同様に9月の売上も前年比15%減となっている事業者がある。一方、ホームセンターでは、9月は8月までの売上増の勢いがなく、前年比6～7割程度となっている事業者がある。ただし、昨年9月は消費増税直前の駆け込み需要があり、単純比較はできないとのことである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業では、9月の売上について、昼は前年よりも良いが、夜は依然として厳しい状況にあり、夜で前年比7割程度という店舗がある。 ・飲食店、旅館、ホテル等に納入している食料品卸売業においては、9月の売上が前年比7割程度。7月は前年比75%程度まで回復したが、8月は松江でのクラスター発生の影響もあって前年比55%まで落ち込んだ事業者がある。 ・自動車関連を含め、製造業においては、低下していた操業度が持ち直しつつある。 ・住宅建築工事を請負う建設業においては、9月の売上が前年比7割程度であるが、このまま感染が広がらなければ前年並みに戻ると見込む事業者がある。 <p>② 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月の有効求人倍率は、1.17で前月(1.15)から微増したが、前年同月比では0.34ポイント下回っている。 ・7月の人員解雇数は、8事業所31人で5か月連続で20人を超えている。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、2月まで「引き続き改善している」とされていたところ、3月には「改善の動きが弱まっている」となり、4月以降は「注意を要する状況にある」とされる判断が続いている。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落していたが、回復傾向(枝肉、子牛、生乳) ・切花の需要減少により、価格低下が続いていたが、回復傾向 ・木材価格や製紙用チップ、合板用原木の出荷量が低迷。 ・住宅見学会の開催などの営業活動を縮小している事業者がいる。 ・県外での木材の取引を自粛している事業者がいる。 ・魚価は回復傾向
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談(工期延期、資材調達等)…相談なし
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、運動会等各種行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動について 災害活動、車両・ポンプ点検、警戒巡回、必要と認める会議及び部・分団単位での訓練を実施する。 その他の活動については、方面隊長及び分団長と協議する。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計42回開催（9月23日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計9回開催（9月23日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3月14日）
- ②緊急事態宣言の発令（4月7日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更（4月16日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長（5月4日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県（変更なし）
 - ・特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
- ⑤緊急事態宣言の区域変更（5月14日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
 - ・特定警戒都道府県：上記8都道府県
- ⑥緊急事態宣言の区域変更（5月21日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
 - ・特定警戒都道府県：上記5都道府県
- ⑦緊急事態宣言の解除（5月25日）
- ⑧基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑨基本的対処方針の変更（4月7日、11日、16日、4日、5月14日、21日、25日）

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）

⑦マスク対策

- ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）
- ・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等

⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援

⑨検査体制の強化

- ・PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ・唾液を用いたPCR検査の導入（6月2日）
- ・抗原検出用キットの薬事承認（保険適用）（5月13日）
- ・無症状者の唾液を用いたPCR検査等の活用を可能に（7月17日）

⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援

⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5月7日）

⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5月8日）

⑬業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表（5月14日）

⑭退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し（5月29日）

⑮抗体保有調査の実施（6月1日～7日）

無作為抽出の一般住民 7,950名（東京都1,971名・大阪府2,970名・宮城県3,009名）

【調査結果】抗体保有率 東京都：0.10%、大阪府：0.17%、宮城県：0.03%

⑯「接触確認アプリ COCOA」のリリース（6月19日）

⑰「デキサメタゾン」を治療薬として、厚労省の診療の手引きに追加掲載（7月17日）

⑱今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安を通知（8月7日）

○各都道府県で今後想定される感染状況とステージ移行を検知する指標

【ステージ1】 感染散発的発生	【ステージ2】 感染漸増	【ステージ3】 感染急増	【ステージ4】 爆発的感染拡大
①病床のひっ迫具合 病床全体 重傷者用病床		最大確保病床の 占有率1/5以上 現時点の確保病床数の 占有率1/4以上	最大確保病床の 占有率1/2以上
②療養者数		人口10万人当たり 全療養者数15人以上	人口10万人当たり 全療養者数25人以上
③PCR陽性率		10%	10%
④新規報告数		人口10万人当たり 15人以上(1週間)	人口10万人当たり 25人以上(1週間)
⑤直近一週間と先週一週間の比較		直近一週間が多い	直近一週間が多い
⑥感染経路不明割合		50%	50%

※この指標は目安であり、これらの指標を持って機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断して、感染の状況に応じて積極的にかつ機動的に対策を講じる。

⑲接触確認アプリ（COCOA）で接触通知を受けた人は行政検査対象（8月21日）

⑳文部科学大臣から「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に向けたメッセージ」を発出（8月25日）

- ②①マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除（8月29日）
- ②②政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定（8月28日）
 - ・感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
 - ・検査体制の抜本的な拡充
 - ・医療提供体制の確保
 - ・治療薬、ワクチン
 - ・保健所体制の整備
 - ・感染症危機管理体制の整備
 - ・国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充
- ②③新型コロナウイルス感染症に関する外国語対応ホームページの開設（9月1日）
 - 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、やさしい日本語
- ②④各都道府県に「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を通知（9月4日）
- ②⑤各都道府県に「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」を通知（9月11日）
- ②⑥イベント開催制限の一部緩和及び期間の延長（11月末まで）（9月11日）
- ②⑦Go To トラベル事業について、対象外としていた「東京都が目的地の旅行、東京都に居住する者の旅行」を10月から支援対象とする。（9月11日）

（4）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

- ①**緊急対応策【第1弾】**（2月13日） 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
 - 帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等
- ②**緊急対応策【第2弾】**（3月10日） 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
 - 感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③**緊急経済対策** （4月7日） 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
 （4月20日変更） 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
 - 第1次補正予算**（4月30日成立） 補正額約25.7兆円
 - 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後の備え
 - 第2次補正予算**（6月12日成立） 補正額約31.9兆円
 - 雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化、その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他）、新型コロナウイルス感染症対策予備費
 - ⑤新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（閣議決定）**

月 日	内 容	支出額
8月 7日	持続化給付金、緊急小口資金、検疫体制の強化	1兆1,257億円
9月 8日	ワクチンの確保	6,714億円
9月15日	病床・宿泊施設の確保、医療機関支援、緊急小口資金	1兆6,386億円

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置 (3月26日)
 県対策本部会議：計14回開催 (9月23日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置
 (一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化) (6月1日～)
- ②島根県病床確保計画の策定 (7月9日公表)
 - ・入院病床：200床＋予備53床 (指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
 - ・宿泊療養：98室 (玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、
 県立青少年の家サンレイク33室)
- ③令和2年度における建設工事等入札参加資格者名簿の作成延期 (7月6日)
- ④全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合の事前相談対応 (7月10日)
- ⑤「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」の改訂 (8月18日)
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた山陰両県共同宣言 (8月19日)
 - ・積極的疫学調査の連携
 - ・PCR検査の協力
 - ・クラスターが複数発生した場合等における、保健師等の派遣、病床の融通
- ⑦インターネット上への写真の無断掲載や誹謗中傷の書き込みについて、法務局に行政通報 (8月21日)
- ⑧イベント開催制限の一部緩和及び期間の延長 (11月末まで) (9月17日)
- ⑨PCR検査、抗原検査体制
 - ・PCR検査実施可能件数を強化 検査能力：192件/日 (8月以降)
 - ・抗原検査による検査 検査能力：300件/日 (8月下旬以降)
 - ・県内検査件数：5,334件 (9月24日公表時点)
 うち出雲圏域：1,342件

※内訳：(直近1週間) (単位：件)

月日	県内検査件数		うち出雲圏域検査件数	
		うち陽性		うち陽性
～9月16日	5,270	137	1,335	9
9月17日	11	0	0	0
9月18日	17	0	3	0
9月19日	4	0	1	0
9月20日	7	0	1	0
9月21日	4	0	1	0
9月22日	7	0	1	0
9月23日	14	1	0	0
計	5,334	138	1,342	9

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214,270
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774,066
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724,345
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391,101
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214,448
	9月補正 (案)	I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県内経済を守る施策 (2)県民による県内消費を喚起する施策 (3)県内経済を回復させる施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 (1)県行政の体制強化等 (2)県立施設の感染症対策	10,833,364

(4) 県民への要請

○県民に対し、以下を要請（令和2年9月17日）

イベントの開催制限等に関する県の対応

令和2年8月28日の島根県対策本部決定において、9月30日までとしていた現在のイベント開催の目安である、「収容率50%以内（屋内）または人数上限5,000人のいずれか小さい人数」について、令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（以下、事務連絡という）を踏まえ、9月19日以降、事務連絡で示された開催制限に基づき対応する。

具体的には、感染防止対策を徹底した上で、

- ① 収容率要件について、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート、各種講演会、各種展示会等）は、収容定員の100%以内に緩和し、その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）は引き続き50%以内とする
- ②人数上限については、5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方とすることとし、①及び②による人数のいずれか小さい方を限度とすることを目安として判断すること

(1) 個人・世帯向け支援

区分	事業(名称)	事業(制度)概要
給付 ・ 助成	<input type="checkbox"/> 特別定額給付金 (8月21日終了)	【対象】 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者であり、給付対象者の属する世帯の世帯主が受給権者(申請者) 【給付額】 給付対象者1人あたり10万円 【申請期限】 令和2年8月21日まで
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付金	【対象】 児童手当受給者 【給付額】 対象児童1人につき1万円を支給原則、申請は不要(公務員は申請必要)
	<input type="checkbox"/> 生活資金支援給付金	【対象】 休業等により生活に困窮し、出雲市社会福祉協議会の特例緊急小口資金等の貸付を受けている世帯 【給付額】 貸付額の1/2 【給付上限】 5万円
	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金	【対象】 休業による収入減少により、住居を失うおそれがあるものに対し、家賃相当額を支給 【支給期間】 原則3ヵ月(最長9ヵ月) 【支給先】 家主に直接支払
	<input type="checkbox"/> 住居確保困難者支援給付金(食費の援助)	【対象】 休業等離職者であって就労能力及び意欲のある者のうち、住居喪失又はそのおそれがある者に対し、既に実施している住居確保給付金とは別に食費を援助 【給付額】 3万円/月 【給付月数】 最大3ヵ月
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合傷病手当金	【対象】 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けられなかった被保険者 【給付額】 (直近3ヵ月の給与等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等臨時給付金	【対象】 ひとり親家庭等の児童扶養手当受給者 【給付額】 5万円+(1万円×対象児童数) 申請は不要
	<input type="checkbox"/> 妊産婦支援給付金	【対象】 令和2年1月1日時点で妊娠の届出を行っている妊婦及び本年中に妊娠の届出を行った妊婦 【給付額】 2万円/人
	<input type="checkbox"/> 学生支援緊急給付金	【対象】 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該アルバイト収入が大幅減少することにより、大学等での就学継続が困難になっている者 【給付額】 1人あたり10万円(住民税非課税世帯は20万円)
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	【対象】 事業者の指示により休業し、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の従業員 【支給額】 休業前の1日あたり平均賃金の80%×休業実績(日数) 【上限額】 1人1日あたり11,000円 ※休業対象期限が9月末から12月末に延長

給付・助成	国 ひとり親世帯臨時特別給付金	【対 象】 児童扶養手当受給者、年金受給により児童扶養手当が全額停止となっている者などのひとり親世帯等 【給付額】 基本給付：5万円＋第2子以降1人につき3万円 追加給付（家計急変者）：5万円追加
	市 就学援助事業	【対 象】 生活保護世帯または生活保護世帯に準ずる程度に経済上困窮している世帯。今般、支援の判定を、従来の「前年度の所得」に加え「直近の収入状況等」により行い支援する。 【支援内容】 学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等の支給
	市 就学援助事業（昼食費補助）	【対 象】 就学援助世帯 【支援内容】 小・中学校の臨時休業中の昼食費を補助
	市 （案） 修学旅行費支援事業	【対 象】 市立小・中学校の修学旅行が中止になった児童生徒の保護者 【内 容】 市立小・中学校が感染症の影響で修学旅行を中止した場合に発生するキャンセル経費の保護者負担分を全額助成（申請は学校長が行う）
貸付	国 緊急小口資金（特例貸付）	【対 象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活資金が必要な者 【貸付額】 20万円以内 【償還期間】 2年以内 無利子
	国 総合支援資金（特例貸付）	【対 象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、日常生活に維持が困難な者 【貸付額】 単身世帯：月15万円以内 2人以上世帯：月20万円以内 【貸付期間】 原則3ヵ月 【償還期間】 10年以内 無利子
	市 出雲市奨学金	【対 象】 新型コロナウイルスの影響により世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生 【貸付月額】 大学生等4万円、高校生等1万5千円 【申請受付期間】 令和3年3月31日まで
税制措置	市 市税等の徴収猶予 ※国税・県税にも同様の猶予制度あり	【対 象】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たす者 【内 容】 国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。 ※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
	市 イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用	【対 象】 入場料の払戻請求権を放棄した者 【要 件】 所得税において寄附金控除の対象となるものを個人市民税においても対象とする
	市 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	【対 象】 自家用の軽自動車（3輪以上のもの）を期限内に取得した場合の軽自動車税（環境性能割） 【軽減割合】 税率の1%分 【期 限】 令和3年3月31日まで

税制措置	<p>市 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応</p>	<p>【対 象】 新築住宅や中古住宅を取得したが、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた者</p> <p>【控除額】 所得税において住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、所得税で控除しきれない額</p>
支払猶予・減免	<p>市 国民健康保険料の減免</p>	<p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯（者） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が一定以上減少することが見込まれる世帯（者） <p>【減免となる保険料】 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの (減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定)</p>
	<p>後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療保険料の減免</p>	
	<p>市 介護保険料の減免</p>	<p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が一定以上減少することが見込まれる第1号被保険者 <p>【減免となる保険料】 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの (減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定)</p>
	<p>市 水道料金・下水道使用料の支払猶予</p>	<p>【対 象】 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な個人及び事業者</p> <p>【猶予期間】 通常納入期限から1年以内</p>
	<p>市 市営住宅家賃の減免</p>	<p>【対 象】 市営住宅入居者で急激に収入が減少した方</p> <p>【減免額】 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額</p> <p>【減免期間】 3か月（最長で令和3年3月分まで更新可能）</p>
	<p>市 「出雲市奨学金」「高野令一育英奨学金」の返還猶予</p>	<p>【対 象】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した奨学生</p> <p>【支援内容】 個別に通知を行い、償還期間延長など相談に応じ対応する。</p>
その他	<p>市 市営住宅の提供</p>	<p>【対 象】 解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方</p> <p>【提供戸数】 30戸</p> <p>【入居期間】 3か月（最長1年まで更新可能）</p> <p>【家 賃】 6,700円～12,300円</p> <p>【その他】 駐車場代、光熱水費、共済費、自治会費が必要</p>

その他	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法施行事業	【内 容】 相談支援事業所の相談員等が、新型コロナウイルス感染症に対し不安を感じている在宅障がい者等を訪問し、安否確認等を実施する。 【支援対象】 障がい福祉サービスを利用していない在宅障がい者等
	<input type="checkbox"/> 意思疎通支援事業	【内 容】 感染症発生により、聴覚障がい者の病院受診時など、手話通訳者等の同行が困難な状況が生じているため、意思疎通支援体制の強化を図る。 【支援内容】 タブレット等の遠隔手話サービス機器導入など

(2) 事業者向け支援

区分	事業 (名称)	事業 (制度) 概要
休業補償	<input type="checkbox"/> 雇用調整助成金 (特例拡充)	【対 象】 従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者 【助成率】 中小企業：休業手当の4/5 (解雇なしの場合10/10) 【上限額】 1人1日あたり15,000円 ※特例期限が9月末から12月末に延長
	<input type="checkbox"/> 小学校休業等対応助成金	【対 象】 子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者 【助成率】 10/10 【上限額】 1人1日あたり15,000円 ※別途、委託を受け個人で仕事をする人には、日額7,500円(定額)が給付される支援制度(小学校休業等対応支援金)あり。 ※休業対象期限が9月末から12月末に延長
助成・補助	<input type="checkbox"/> 持続化給付金	【対 象】 令和2年3月以前から創業し、事業継続の意思がある事業者で次の要件のいずれかを満たす者 【要 件】 令和2年1月～12月の売上が前年同月比で50%以上減 【給付額】 法人200万円まで、個人事業者100万円まで 【申請方法】 原則、電子申請
	<input type="checkbox"/> 家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対し、給付金を支給する。 【対 象】 テナント事業者の中小企業等で令和2年5月～12月の売上が次の要件のいずれかを満たす者 【要 件】 ①いずれかの1か月の売上が前年同月比で50%以上減 ②連続する3か月の売上が前年同月比で30%以上減 【給付額】 法人600万円(最大)、個人事業者300万円(最大) 【申請方法】 原則、電子申請
	<input type="checkbox"/> 高収益作物次期作支援交付金	【対 象】 次期作に前向きに取り組む野菜・花き等の生産者 市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、生産コストの削減や作業環境の改善等、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する 【交付額】 基本額単価 5万円/10a 施設栽培の花き 80万円/10a 施設栽培のブドウ 25万円/10a

助成・補助	<p>国 経営継続補助金</p>	<p>【対象】農林漁業者（個人・法人）※常時従業員数が20人以下 感染拡大防止対策と併せて実施される販路の回復、生産・販売方式の確立・転換等の経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援する</p> <p>【補助率・補助上限額】</p> <p>① 経営継続に関する取組 3/4・上限100万円 ② 感染拡大防止の取組 定額・上限50万円</p>
	<p>県 経営継続・次期作緊急支援事業 (県単独制度)</p>	<p>【対象】新型コロナウイルスへの影響に対応し、契約取引の継続や需要のある生産等への転換を進めようとする生産者 現契約の維持や需要のある生産への転換を進めるなど、需要回復に向けた取組が円滑に進むよう支援する。</p> <p>【対象品目】 酒米、野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物、肉用牛</p> <p>【補助額・補助上限額】</p> <p>① 契約取引生産支援 2万円/10a、上限100万円 ② 生産転換取組支援 2万円/10a、上限100万円 肉用牛（肥育、繁殖）1万円/頭、上限50万円 ③ 肉用牛の販路拡大取組支援 1.8万円/頭、上限120頭/戸</p>
	<p>国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (肥育生産支援)</p>	<p>【対象】肥育生産者 経営体質の強化に資する取組メニュー（飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎環境改善、経営分析）に取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付する</p> <p>【交付額】2つ以上取り組む場合 2万円/頭 枝肉価格が前年同月比30%下落し、3つ以上取り組む場合 4万円/頭 枝肉価格が前年同月比40%下落し、3つ以上取り組む場合 5万円/頭</p>
	<p>国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (計画出荷支援)</p>	<p>【対象】肥育生産者 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費を交付する</p> <p>【交付額】肉専用種 2.2万円/頭、交雑種 1.9万円/頭 乳用種 2.1万円/頭</p>
	<p>国 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業</p>	<p>【対象】肉用子牛生産者 生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う掛かり増し経費（飼料費等）を支援</p> <p>【補助額】肉専用種・交雑種 1頭あたり550円/日以内 乳用種 1頭あたり500円/日以内</p>
	<p>市 出雲市中小企業等緊急支援給付金</p>	<p>感染症収束後も事業を継続しようとする中小企業を支援する。</p> <p>【給付対象者】令和2年3月以前から創業し、事業継続の意思がある市内事業者で次の要件のいずれかを満たす者</p> <p>【要件】①令和2年1月～12月の売上が前年同月比で50%以上減少した月がある ②令和2年1月～12月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した月が2か月以上ある（9/28拡大）</p> <p>【支援額】法人20万円、個人事業者10万円</p>

助成 ・ 補助	<p>市 地域商業等再起支援事業</p>	<p>飲食業や宿泊業等に対し、売上確保のための感染症予防対策や新事業展開に係る経費の一部を補助する。 【補助対象者】市内中小企業者（個人事業者を含む） 【補助率】4/5以内 【補助額】下限8万円 上限80万円 【受付期間（第3次募集）】10月8日～11月30日 予算に達したところで受付終了。</p>
	<p>市 出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金</p>	<p>売上減少対策や事業継続支援に取り組む団体に対し、活動費の一部を補助する。 【補助対象者】商工会議所、商工会等 【補助率】4/5以内 【事業費上限】1事業あたり125万円</p>
	<p>市 農林水産物販売活動支援補助金</p>	<p>【対象】JAしまね等 売額減少等の影響を受けている農林水産物に係る販売促進活動費の一部を補助する 【補助率】4/5（事業費上限）1事業あたり125万円</p>
	<p>市 出雲市中小企業信用保証料補助金</p>	<p>市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。 【補助額】融資実行日から24か月分の全額（上限30万円）</p>
	<p>市 タクシー事業者等特別支援給付金事業</p>	<p>【対象】道路運送法第4条に基づく許可を受けており、市内に本社及び事業所を有する交通事業者 【給付額】11人以上の保有車両1台につき10万円 11人未満の保有車両1台につき5万円 ※1事業者上限200万円 ※対象車両：令和2年7月1日時点の登録車両 ※行政が支援している路線において使用する車両は除く</p>
	<p>市（案） 出雲生活バスサービス事業</p>	<p>(1)感染症拡大の影響により、収入が大幅に減少している地域路線バス事業者に対する運行支援を行う。 【対象】一畑バス株式会社及び廃止路線代替バス運行事業者 【交付総額】60,000千円 (2)感染防止や利便性向上のために導入する交通系ICカードの設備費用に対し支援を行う。 【対象】一畑バス株式会社 【補助率】国1/3、県1/3、市1/3（出雲市、松江市、雲南市） 【市補助額】17,150千円</p>
	<p>市（案） 一畑電車活性化事業</p>	<p>感染症拡大の影響により、収入が大幅に減少している一畑電車株式会社に対し、一畑電車沿線地域対策協議会を通じ事業存続を支援する。 【負担割合】県1/2、出雲市1/2×0.65、松江市1/2×0.35 【市負担額】53,400千円</p>
	<p>市（案） 出雲空港整備利用促進事業</p>	<p>感染症拡大の影響で大幅に落ち込んでいる航空機利用者の需要を喚起するため、21世紀出雲空港整備利用促進協議会を通じ支援を行う。 【対象】JAL、FDA 【対象経費】航空会社が行う旅行商品の造成や広告宣伝費 【市負担額】3,350千円</p>
<p>市 宿泊施設特別支援給付金事業</p>	<p>【対象】令和2年1月～6月の宿泊者数が前年同月比50%以上減少した月が2か月以上ある宿泊施設 【給付額】前年宿泊実績に応じ30万円～200万円</p>	

助成 ・ 補助	<p>市 出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業</p>	<p>市民向けのプレミアム付食事券を発行して消費を喚起することで、感染症拡大の影響を大きく受けている市内飲食店の売上回復を支援する。</p> <p>【食事券の内容】 5,000円分の食事券を3,000円で販売 【発行数】 100,000組（1組：500円券10枚つづり） 【使用期間】 令和2年8月7日～12月31日</p>
	<p>市 観光業応援クーポン券発行事業</p>	<p>市内宿泊者に対し、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配付し、地元での消費喚起を促す。</p> <p>【クーポン券】 宿泊者1人につきクーポン券3,000円を配付（1,000円券3枚つづりが1組） 【発行数】 50,000組 *50,000人に達した時点で終了 【対象者】 市内宿泊施設を利用した宿泊者 【使用期間】 令和2年8月1日～12月31日 【利用対象店舗】 市内飲食店、土産物店、タクシー業等の観光事業者</p>
	<p>県 しまねプレミアム飲食券・宿泊券</p>	<p>県民向けのプレミアム付飲食券・宿泊券を発行し、感染症拡大の影響を大きく受けている飲食店及び宿泊施設を支援する。</p> <p>【飲食券】 6,000円分の飲食券（1,000円分6枚つづり）を4,000円で販売 *既に販売は終了 【宿泊券】 5,000円分の宿泊券を3,000円で販売 《購入上限》1世帯（1住所）20枚（100,000円分）まで 【使用期間】 令和2年7月10日～11月30日</p>
	<p>国 文化芸術活動の継続支援事業</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体に、活動継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援</p> <p>【対象者】 文化芸術活動を行う個人または団体（プロのフリーランスの実演家、事業者、団体等）</p> <p>【対象取組】 ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓 活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施 雇用契約の明文化等の経営ガバナンスの近代化 ②①と併せて行う業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組</p> <p>【補助】 上記①の経費2/3又は3/4+②の経費（定額） 《上限額》 ・標準的な取組みを行うフリーランス 20万円 ・より積極的な取組みを行うフリーランス 150万円 ・小規模団体 150万円(※) ※複数のフリーランスと活動する場合 1,500万円(10者)</p>
	<p>国 スポーツ活動の継続支援事業</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を受けたスポーツ関係団体や個人事業主による、感染症対策を伴う活動の再開・継続に向けた取組を支援</p> <p>【対象者】 スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている団体又は個人事業主 団体（常勤の従業員数20名以下の団体に限る） 個人事業主（いわゆるフリーランスを含む）</p> <p>【対象となる事業】 (1)のみ、又は(1)(2)両方 (1)以下のいずれかに該当する取組（複数可） ①スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組 ②スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のため</p>

		<p>の取組</p> <p>③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組 (2)(1)の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染症拡大予防のための取組</p> <p>【補助】 (1)原則経費の2/3(上限100万円) ※一定の条件を満たせば3/4 (2)定額(1事業者当たり上限50万円)</p>
減免	<p>市</p> <p>温泉使用料の減免 (8月31日終了)</p>	<p>【対象者】 市長の許可を受け温泉の供給を受けている温泉受給者 (11施設)</p> <p>【対象期間】 令和2年4月～6月</p> <p>【減免額】 対象期間の各月の売上が、前年同月と比較して、 ①50%以上減少した場合 全額免除 ②30%以上50%未満減少した場合 1/2減免</p>
税制措置	<p>市</p> <p>固定資産税及び都市計画税の軽減措置</p>	<p>【対象】 令和2年2月～10月の間の連続する3か月の売上高が前年同月比30%以上減少している中小事業者等</p> <p>【軽減措置】 令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p>
	<p>市</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長</p>	<p>【対象】 生産性を高めるための一定の先端設備を新規取得する中小事業者等</p> <p>【特例措置】 対象資産に先端設備とともに導入された一定の事業用家屋と構築物を加え、固定資産税の課税標準をゼロとし適用期限を2年延長する。</p>
融資	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫、商工中金等)</p>	<p>【利子・担保】 一定の条件で融資後3年間実質無利子、無担保</p> <p>【限度額】 中小事業6億円、国民事業8,000万円</p> <p>【融資期間】 設備20年以内、運転15年以内</p> <p>【措置期間】 最長5年間</p>
	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応資金 (国制度)</p>	<p>【対象】 セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等に運転資金等を融資</p> <p>【限度額】 4,000万円 【融資期間】 10年以内</p> <p>【利子・担保】 一定の条件で融資後3年間実質無利子、無担保</p>
	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応資金 (県単独制度)</p>	<p>【対象】 「新型コロナウイルス感染症対応資金」(国制度)を満額利用し、一定の要件を満たす中小企業者に融資</p> <p>【限度額】 8,000万円 【融資期間】 12年以内</p> <p>【利子】 一定の条件で融資後3年間実質無利子</p> <p>【担保】 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による</p>
	<p>県</p> <p>農業者向け「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となった農業者</p> <p>【資金の用途】 運転資金</p> <p>【貸付限度額】 年間販売額の減少額又は減少見込額 (ただし、1,200万円を限度とする。)</p> <p>【返済期間】 10年以内(うち据置3年以内)</p> <p>【融資利率】 年0.1%(ただし、JAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。)</p> <p>【信用保証】 不要</p>

融資	<p>【県】 漁業者向け「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」</p>	<p>【対 象】 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者 【資金の使途】 運転資金 【貸付限度額】 年間水揚金額の減少額又は減少見込額（ただし、1,200万円までを限度とする。） 【返済期間】 10年以内（うち据置3年以内） 【融資利率】 年0.1% 【信用保証】 不要</p>
その他	<p>【市】 事業者向け相談窓口設置事業</p>	<p>各種支援制度等の事業者向け相談窓口を市商工振興課内に設置し、事業者の事業継続を支援する。 【受付時間】 月～金（祝・閉庁日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00</p>
	<p>【市】 飲食店感染症予防支援事業</p>	<p>飲食店の感染症予防と経済活動の両立に向け、感染拡大予防ガイドライン等の普及啓発や具体的な取組の指導等を行う。 【事業内容】 ・感染予防対策セミナーの開催 ・専門家派遣による個別指導 ・感染予防対策取組店と飲食店利用促進に向けたPR支援</p>
	<p>【県】 介護・障がい福祉サービス事業所等の感染症対策</p>	<p>介護・障がい福祉サービス事業所等へのマスク配布 【6月配布済】 介護サービス事業所：82,000枚 障がい福祉サービス事業所：108,000枚 【7月31日配布済】 介護サービス事業所：126,000枚 障がい福祉サービス事業所：208,100枚</p>
	<p>【国 県】 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分・障がい福祉サービス等分）</p>	<p>【支援内容】 1. 施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成。 2. サービス再開に向けた支援事業 ①在宅サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った事業所への助成。 ②3密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成。 3. 施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 施設・事業所に勤務する職員に対し、慰労金を給付する。患者または濃厚接触者にサービスを提供した職員には20万円、それ以外の職員は5万円。</p>

その他	国 県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）	【主な支援事業】 1. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等対策事業 院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対する支援。 ・病院 200万円+5万円×病床数 ・有床診療所 200万円 ・無床診療所 100万円 ・薬局・訪問看護ステーション・助産所 70万円 2. 医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金の支給事業 医療機関等に勤務する職員に対し、慰労金を支給する。 ・患者受入病院等に勤務する職員：20万円/人 （協力病院等で受入がなかった場合は、10万円/人） ・その他の医療機関に勤務する職員：5万円/人
	県 しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業	自主的に感染予防対策に取り組んでいる施設を県のホームページで紹介にするとともに、事業者に対し、取組宣誓書を交付し、店舗に掲示することで、県民が安心して施設を利用できるよう支援する。 【対象施設】 島根県内で営業する以下の施設 客席飲食施設、接待飲食施設、宿泊施設、理容所、美容所 【参加要件】 1. 継続的に新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいること 2. 各事業者向けの自主点検票に従い、全ての項目に対して、感染拡大予防対策に取り組んでいること
	市 各種指定管理施設管理運営費	感染症拡大を受けて、市が要請した休業・休館及びキャンセル料の免除に伴う減収部分に係る指定管理料を補填する。 【対象施設数】 35施設

(3) その他

区分	事業（名称）	事業（制度）概要
教育	市 ICT教育環境整備事業（GIGAスクール構想の加速）	【対象】 市立小・中学校の児童生徒 【支援内容】 児童生徒の学びを保障するため、タブレットPCを1人につき1台整備するなど、ICT教育環境整備を加速する。
	市 小・中学校管理事業	【支援内容：5月】 感染症対策のための消耗品費を各校へ配当する。 【支援内容：6月】 感染症防止対策のため、教室床清掃用モップを市立小中学校の各学級に配置し、清掃方法の転換を図る。 【支援内容：7月】 感染症対策のための備品費を各校へ配当する。
	市 校舎リフレッシュ事業	感染症対策として小・中学校の特別教室（音楽室・理科室・パソコン教室）にエアコンを整備する。

教育	市 学校図書館活用事業	感染症拡大に伴う小・中学校臨時休業等の際の家庭での読書及び学習の補完を図るため、各学校図書館に図書を追加購入する。
	市 会計年度任用職員等任用費	感染症の拡大により一斉臨時休業となった期間の授業時数の確保のため、長期休業の短縮が行われることに伴い、スクール・サポート・スタッフの追加勤務を措置する。
子育て	国 県 各種児童福祉施設管理運営費	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て支援センター等において、感染拡大を防止するために必要な保健衛生用品の購入（購入補助等を含む）を行う。
	県（案） 保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	緊急事態宣言中等において、子どもの預かりに従事した保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、放課後子ども教室等の職員に対して応援協力金を支給する。 【対象者】緊急事態宣言中等（令和2年3月2日～5月25日）に、5日以上勤務実績があり、4月1日以降も在籍している者 【支給額】1人につき5万円
観光	国 G o T o トラベル事業	国内観光需要喚起策として、宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援する。 【支援内容】支援額のうち、 ① 7割は旅行代金の割引（7月22日～） ② 3割は旅行先で使える地域共通クーポン（10月1日～） 【支援額上限】1人一泊あたり2万円（日帰り旅行は1万円） 連泊・利用回数の制限はなし
	市 G o T o 出雲キャンペーン事業	国の観光需要喚起策「G o T o トラベル事業」に合わせ、宿泊予約サイト等を利用した観光誘客プロモーションの展開する。 【実施内容】宿泊予約サイトと連携した情報発信
	市（案） 冬の出雲誘客キャンペーン事業	冬季の閑散期における観光需要喚起策として、冬の出雲への誘客キャンペーンを展開する。 【実施内容】①宿泊割引券の発行 ②「冬の出雲」グルメキャンペーンの実施 ③誘客促進プロモーションの実施
情報	市 デジタルファースト推進事業	「市民サービス」「まちづくり」「産業・観光」においてデジタル技術を最大限に活用し、持続可能な都市づくりを推進するため推進計画を策定する。併せて民間事業者向けのセミナーを開催する。
防災	市 避難所感染予防対策事業	避難所における感染所予防対策資材を購入する

	<p>Ⓔ 寄附者設定テーマ事業「新型コロナウイルス感染症対応事業」</p>	<p>「しまね社会貢献基金」を活用し、寄附者が設定した3つのテーマに基づいた事業に対し助成を行う。 【応募資格】しまね社会貢献基金の登録団体および予定団体 【募集テーマ】 ・子ども・子育てのための新型コロナウイルス感染症対応事業 ・健康づくりや福祉の充実 ・新型コロナウイルス感染症対応事業フリーテーマ 【1次募集】令和2年6月29日～令和2年7月27日まで 【2次募集】令和2年9月11日まで</p>
<p>市民活動</p>	<p>Ⓔ 持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、社会貢献活動の継続に支障が生じているNPO法人等への支援を行う。 【対象事業】 (1) 社会的弱者を支える活動の充実支援 子どものケアや生活困窮者を支える活動に必要な経費の助成 (2) NPOの事業継続支援 事業を継続するために必要な新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費を助成 【助成内容】 (1) の事業については、補助対象経費の10/10以内 補助上限額は一団体あたり500千円 (2) の事業については、補助対象経費の2/3以内 補助上限額は一団体あたり1,000千円 【1次募集】令和2年6月30日～令和2年7月27日まで 【2次募集】令和2年8月7日～令和2年9月11日まで</p>
<p>広報啓発</p>	<p>Ⓔ (案) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業</p>	<p>感染拡大防止対策として、感染症予防に関する広報や各種支援事業の紹介、人権差別に関する啓発など、各種媒体を活用しての情報発信や、施設利用者等の感染が確認された場合に、自発的に施設名を公表するなどした事業者等に対する協力金の支給を行う。 (感染症拡大防止協力金：1事業所あたり50万円)</p>